

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略 のデザインに関するガイドライン（試訳）（上）

津 富 宏

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第17巻第1号(2018年9月)抜刷

【翻 訳】

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略 のデザインに関するガイドライン（試訳）（上）

津 富 宏

本文書は、ILO の技術協力プログラムである IPEC（児童労働撤廃国際計画）が、2007年に発表したもので、現時点では、児童の商業的性的搾取（CSEC: commercial sexual exploitation of children）と闘うためにまとめられた国際文書の中で、最も網羅的なものである。国際機関の立場から、児童の商業的性的搾取と闘うための行動計画を俯瞰的にまとめている。なお、分量が多いため、本号ではその前半を訳出する。

本書の書誌は以下のとおりである。

Guidelines on the design of direct action strategies to combat commercial sexual exploitation of children Geneva, International Labour Office, 2007 ISBN 978-92-2-120384-1 (Print) ISBN 978-92-2-120385-8 (Web PDF)

インターネット上は下記の URL から入手できる。

<http://www.ilo.org/ipeinfo/product/download.do?type=document&id=8270>

原著によれば、キーワードとして、guide, child labour, child worker, commercial sexual exploitation, child sexual abuse, plan of action、すなわち、手引き、児童労働、児童ワーカー、商業的性的搾取、児童性的虐待、行動計画が挙げられている。

また、本文書の目次は以下のとおりである。

序文

定義と特徴

法的枠組み

児童の商業的性的搾取と闘うための戦略の概観

利害関係者を知る

可能性を担保する環境を創る： 国家的戦略

（* 本号ではここまでを訳出）

リスクにさらされているコミュニティにおける防止

需要側のコミュニティにおける防止

救出とリハビリテーション

再統合と家族エンパワメント

参考文献

序文

本文書は、児童労働廃止に関する国際計画（IPEC）活動プログラムが、児童の商業的性的搾取を根絶するための、戦略をデザインするためのプロジェクト計画ツールである。しかしながら、利用者の裁量で、ILO や IPEC の枠を超えて、本文書を活用することが求められている。本文書の利用者としては、計画立案者、少年少女の搾取と闘うことを防ぐことを目的としたプロジェクト、プログラム、活動プロジェクトのスタッフと管理者を想定している。

この手引きは、本文書の利用者は、児童の商業的性的搾取、児童の性的虐待、性的搾取のための児童の人身取引、ジェンダー差別と児童労働の最悪の形態に関する問題について、既に、よく知っているという前提のもとで作成された。

また、利用者は、以下の文書についても、十分に知っていることを想定している。ILO の最低年齢に関する条約（No.138）および最悪の形態の児童労働に関する条約（No.182）、国連児童の権利条約及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する同条約の選択議定書、ストックホルム行動アジェンダの核心部分、国連人身取引の防止・抑止・処罰のための議定書（パレルモ議定書）、国連・子どもに対する暴力の研究、その他の関連する国際・地域・国の法律文書である。

本文書の主な目的は、コミュニティ・レベルないし地域レベルにおいて、プロジェクト立案者が児童の商業的性的搾取と闘うための最も適切な戦略や行動を選択・考案できるよう、簡単な道具集とガイダンスを提供することである。国家レベルでの戦略もまた、コミュニティ・レベルの行動が求められている文脈を示すために簡潔に述べる。

本手引きは、利用者が児童の商業的性的搾取に関するデリケートな問題と望ましい戦略とのつながりを理解できるよう、これらの問題をいくつか扱う。世界中の ILO-IPEC とそのカウンターパートの経験から抽出された、良い例、技術的なメモ、重要な指摘、すべきこととすべきではないことといったかたちでも、十分な情報が与えられる。

このガイドラインは、IPEC の行動プログラム要約アウトライン（APSO: Action Programme Summary Outline）の戦略セクションを具体化できるよう、プロジェクト設計者を助けることを目的としている。

定義と特徴

児童の商業的性的搾取とは何を意味するのか

ILO は、児童の商業的性的搾取を、児童と青少年の人権の深刻な侵害行為であり、奴隷制度と強制労働に類似した経済的搾取であるとみなしており、すなわち、児童の商業的性的搾取は、性取引における少女や少年、青少年を利用する者による犯罪でもある。

児童の商業的性的搾取は以下のすべてを含む。

- 路上や、売春宿、ディスコ、マッサージ店、バー、ホテル、レストランなどの屋内で行われる、(一般に、児童買春として知られる) 現金または現物が報酬として与えられる性的活動における少女と少年の利用
- 性取引のための少女、少年と青少年の人身取引
- 児童のセックスツーリズム
- 児童を巻き込んだポルノグラフィーの作成、促進と配布
- (公的または私的な) セックスショーにおける児童の利用

同様に、ストックホルム宣言は、児童の商業的性的搾取を、「強制労働と現代の奴隷制度に匹敵する、児童に対する強制と暴力の形態」と定義している。一方、パレルモ議定書は、「搾取」は、「他者の行う売春の搾取または他の形態の性的搾取、強制的な労働やサービス、奴隷制度ないしそれに類似する慣習、隷属、または、臓器の摘出」と定義している。近年行われた、国連による児童に対する暴力¹についての研究も、買春による18歳以下の児童の搾取、児童ポルノグラフィー、それに類似する活動を、暴力であると認識している。

Box 1 児童の商業的性的搾取とはなにか

児童の商業的性的搾取とは、成人による、18歳未満の(女子ないし男子の)児童ないし青少年の性的搾取であり、(男子ないし女子の)児童ないし青少年、あるいは、一つないしそれ以上の第三者に対する、現金または現物の支払いを伴う。

子どもと青少年の被害者 彼らは誰なのか

- 国内・国境を超えた、性的搾取を目的とした人身売買の被害者である少年、少女と青少年

1 児童に対する暴力に関する国連研究のための独立専門家の報告書。国連総会第三者委員会に事務総長によって2006年10月11日に提出された(第61会期、暫定議題「児童の権利の促進と保護」の項目62 (a)。文書番号 A/61/299) のパラ67, 19ページ。

- ・路上ないし家屋において、売春に従事している少年、少女と青少年
- ・ポルノグラフィやセックスショーに利用される少年と少女
- ・小児愛者の性的欲求を満たすために利用される少年と少女

Box 2 年齢基準

児童であろうと青少年であろうと、18歳未満の人々が享受する統合的な保護の権利を奪うことはできない。この権利を認識するために、また、児童期と思春期を守るための立法と慣行の差を生み出している、児童期を性徴が始まるまでの期間としか見なさない態度を変えるために、コミュニティと協働することは決定的に重要である。

児童

児童の権利条約の第1条によれば、「児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」とある。そして、ILO「1999年の最悪の形態の児童労働条約」(第182号)の第2条によると、児童の期間は18歳未満のすべての人に当てはまる。

青少年

思春期は児童が大人の身体的特徴を発達させる時期である。UNFPA(国連人口基金)、UNICEF(国連児童基金)、WHO(世界保健機関)によって共同で定められた「思春期」の作業的定義は10~19歳の年齢集団である。

脆弱性要因： 押し出し(プッシュ)要因と吸い込み(プル)要因

家族関連要因

- ・貧困と追放
- ・少数民族と社会的排除
- ・家族やコミュニティ・ネットワークの弱体化
- ・親に当たる人物の不在または片親
- ・家庭内での性的虐待歴
- ・家庭内暴力の目撃や被害
- ・家庭内でのHIV/AIDSの感染
- ・家族メンバーによる売春への従事

子ども特有の要因

- ・法的アイデンティティないし文書の不在、市民権の不保持
- ・ストリート・チルドレン、ホームレス
- ・学校からの退学ないし排除

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略のデザインに関するガイドライン

- ・ 児童としての妊娠および出産
- ・ 消費主義、自尊心の低さ
- ・ 薬物・アルコールの濫用歴

環境関連要因

- ・ 児童労働の存在および慣行
- ・ リスクにさらされている環境（例 小さな売春宿、バー、旅館、路上、スラム）での労働ないし居住
- ・ ネガティブなピア・プレッシャー
- ・ 地域ないし国家レベルにおける買春の許容
- ・ セックス・ツーリズムの存在

男子よりも女子のほうがより多くの性的搾取の被害を受けていることは、普遍的な事実である。女子の脆弱性は、個々の社会に存在するジェンダー不平等と密接に関連している。とはいえ、性産業に従事する男子および思春期の男性は、ホモセクシュアリティに対する偏見ゆえに、女子以上に不可視となっている。児童の商業的性的搾取が存在することを許容している、誤った態度の一部には、この問題に関する一般市民の許容度の高さと、児童との性行為に対する男性の認識がある。

児童の商業的性的搾取の犯罪としての側面

児童の商業的性的搾取は児童労働の最悪の形態の一つであり、奴隷制及び強制労働に類似した犯罪である。よって、当該の児童と青少年の安全を確保し再被害化を防ぐために、加害者を訴追することは必須である。被害児童は、その搾取者の訴追プロセスを耐えなければならず、被害者に対する更なるトラウマを防ぐためには特別な配慮と保護が非常に重要である。同様に、このプロセスは、効率的な被害者のケアと保護を生み出し、犯罪者に対する法的制裁を追及するために、複数の専門的な能力を持つアクターの参加が必要である。

搾取者の通告と搾取者に対する制裁は、児童の商業的性的搾取と闘うための重要な行動である。顧客である搾取者は非難されなければならないが、他の形態の児童労働においては妥協もありうる。犯罪者のネットワークは児童の商業的買春のための人身取引ないし調整にしばしば関与しているが、証言者としての安全の確保は児童の生命と同様に重要であり、その家族及びケアを提供する組織のスタッフも危険にさらされうる。法執行機関との強力な連携が非常に重要である。

被害者に対する特別なケア

商業的性的な搾取を受けた児童の心理社会的影響は計り知れず、被害者の完全なりハビリテーションと再統合を確実にするためには、ホリスティックな統合ケアモデル

を通じた専門的なサポートが必要である。児童を虐待的な状況から取り除いて、家庭に戻せばよいという前提に立つのでは不十分である。子どもとしての自己概念を再構築し、明確な人生のプロジェクトに沿って進むために、児童は、彼らが経験した恐ろしい虐待を脱構築するための継続的な専門的援助を必要としている。児童は経験を積んだ支援者の日々のフォローアップを必要としており、一人ひとりの児童は個々人の特定の必要に応じた介入計画を必要としている。

Box 3 包摂的であろう

児童の商業的性的搾取の問題に取り組む際、この問題に立ち向かうためのプロジェクトは、ILO の最悪の形態の児童労働条約の広範な枠組を適用する必要がある。しばしば、商業的性的搾取は、虐待された児童の最初の到着地ではないことがある。したがって、プロジェクト設計者は、家事に携わる児童、路上で物売りをしている児童、ストリートチルドレンなどの、あらゆるグループの児童労働者に対して注意を払うべきであり、また、彼らが商業的性的搾取の被害者となる危険にあるかどうかを見定めるために脆弱性因子を用いるべきである。

商業的性的搾取の被害児童の再統合は、他の形態の児童労働の被害者よりも難しいことが多い。これは特に、HIV に感染した児童の場合である。児童は、自らの地域社会から引き離されてはならないが、できるだけ早く社会に統合されなければならない。これには、徹底したカウンセリングと家族支援を必要とする。家族がある場合には、家庭への円滑な復帰を確実にするために、家族がその児童とともにリハビリテーションの過程を経験することが重要である。これは、HIV に感染している児童については、再統合がより難しくなりうるので、とりわけ重要である。

シェルターへの児童の収容は、最後の手段でなければならない、家族のもとに帰ることや里親を探すことが不可能であることが示されたときにのみ、採られなければならない。どんな場合でも、児童の最善の利益について妥協してはならない。家族がない場合には、児童や青年が保護的な地域環境へと再統合されるまでは、仲介センターが一時的なシェルターとして機能しなくてはならない。

可能性を担保する環境を創り、再統合された児童が再被害化を受けないために、コミュニティに存在している様々な脆弱性因子に対処し、減少させ、可能な場合には、除去することも等しく重要である。

法的枠組み

ILO・1999年の最悪の児童労働形態に関する条約（第182号）

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略のデザインに関するガイドライン

この条約は、締約国に、売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供することを防止、または、撲滅するための迅速かつ効果的な手段を採るように要求している（第3条（b））。これらの児童搾取に関する明確な定義は、この条約を児童分野における児童の権利を保障する強力なツールとしている。

ILO 条約第182号 第3条「最悪の形態の児童労働」

- ・児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
- ・売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- ・児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

児童の権利条約

この国際的な準則は、締約国に（1）児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認め、（2）あらゆる不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること、売春、わいせつな演技及び物などあらゆる不法な性的行為において児童を搾取的に使用することを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

この議定書は、締約国に、商業的性的搾取に対して特に脆弱な児童を保護するために一層の注意を払い、十分な社会復帰並びに十分な身体的及び心理的な回復その他のすべての適当な援助を確保するためのすべての実行可能な措置をとるように要求する。

人、特に、女性および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書（パレルモ議定書）

この議定書は、人身取引を、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。ここでいう「搾取」にはなかならず「他の者を売春させて搾取することその他の

形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含む」と記述されている。

注： 搾取を目的とする、児童の獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、又は収受は、脅迫、誘拐、詐欺、欺もうなどの本条に定められた手段の行使がなくても、「人身取引」とみなされる。

Box 4 人身売買と児童の商業的性的搾取

前者は、しばしば後者を引き起こすが、人身売買と商業的性的搾取は同じものではないことには注意しなければならない。実務家は、商業的性的取引の被害児童が、人身取引の被害児童でもあるかどうかを見極めるために、人身取引の定義についてよく知らなければならない。これは、ILO 第182号条約第3条とパレルモ議定書の定義を参照することによって可能である。

ストックホルム宣言と行動アジェンダ (1996)

本文書は、児童の商業的性的搾取に取り組む世界会議によって採択され、すべての会議参加国に対し、この問題に取り組むための国家行動計画を作成することを義務付けた。国家計画政策の発展と実施をフォローアップする仕組みがある。

児童の商業的性的搾取と闘うための戦略の概観

児童の商業的性的搾取と闘うための主な戦略は、国家と地域社会という二つのレベルに分けられる。

1) 国レベルの戦略は、児童の商業的性的搾取に対する、一般市民の許容度と需要を減らすための意識啓発、搾取者に対するより厳しい制裁を下すための法改正を求める運動、被害者－サバイバーのより良い保護と法の執行メカニズムの改善、機関間の連携と対話並びに法執行機関の能力強化を含む。国家レベルの戦略の主な目的は、コミュニティレベル及び地方レベルにおける活動を促進する、可能性を担保する環境づくりである。

2) コミュニティレベルの戦略は、リスクにさらされているコミュニティにおける意識啓発教育を通じた予防、児童と家族に対する社会経済的・教育的な支援、関係セクターとの協働と啓発運動を通じた、商業的性的搾取のある地域社会における予防、被害者－サバイバーに対するアウトリーチ・離脱・リハビリテーション・家族のエンパワメントによる直接支援を含む。

国境を超えた、地域・国際的なレベルは特に、性的搾取を目的とした女性と児童の人身取引に焦点を当てたプロジェクトにおいて重要である。

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略のデザインに関するガイドライン

被害者支援という点で、介入は二つのステップに従って行われるべきである。

- **緊急援助**は、児童の状況に応じて行われ、売春宿や路上からの救出、医療や治療の提供、家庭（第一の選択肢）、里親家庭（第二の選択肢）、シェルター（第三の選択肢）などの安全な場所の確保での保護を含む。
- **中期的援助**は、ケアを提供する組織の標準的な実践に従い児童の最善の利益を守る介入計画の完成を必要とする。

重要な点

- 児童の商業的性的搾取は犯罪である。よって、すべての介入は司法制度と協調しなければならない。
- 児童は妥協の余地なく性取引から隔離・保護されるべきであり、その身体的・情緒的回復は、彼らとその家族にとって入手可能な社会経済的な代替策とともに促進されなければならない。
- 国家機関および関連するすべての主体は、搾取の被害者を援助する基本的な原理を、多分野アプローチを用い児童の最善の利益を守りつつ尊重しなければならない。
- 対応が散発的になったりかつ重複しないよう、行動とサービスの統合が確保されなければならない。
- 援助には、例えば、生命の権利、健康の権利、家族生活の権利、尊厳の権利、プライバシーの権利、住居の権利、基本サービスの権利、教育の権利、余暇の権利など、全面的な要素を含むべきである。
- 介入は、児童の最善の利益並びに児童の家族の社会的・文化的・経済的状况などを考慮し、児童の特有の状況に応じた対応を提供しなければならない。
- 児童と青少年の、意見を表明し介入計画の策定に参加する権利は、促進、尊重されるべきである。
- サービスの継続性を保障するため、現行の国家政府や地方政府との機関や構造と協働し、また、それを強化すべきである。
- 予防は治療よりも費用対効果が高く家族と社会が被る損害を減少しうるので、予防を治療より優先すべきである。
- 地方レベルにおいて、児童を学校に保持する努力と関連した法的保護と心理的なケアを含む、良質な基本サービスの提供が保障されなければならない。
- ジェンダーへの配慮は、プロジェクトの計画と実施のすべての段階で遵守されなければならない。
- 介入の影響を広範にするため、国家レベルで、児童の商業的性的搾取、健康、若者、女性、児童の権利、HIV/エイズ問題に関して活動する、国連及び国際機関との、機関間の協働を確立しなければならない。

Box 5 持続性とオーナーシップ

あらゆる場合において、児童労働撤廃国際計画（IPEC）の場における、児童の商業的性的搾取と闘うための戦略の策定とプロジェクトの実施は、より広い文脈で再現することができ国家機関によって引き継ぐことができる実証済みのモデルを特定することを究極の目的とする、試行的または実証的なものでなければならない。パートナーであるこれらの国家機関の能力は、児童の商業的性的搾取のリスクにさらされている人々とその被害者に長期的なケアを継続的に与えることができるよう、その実証過程を通して強化されなければならない。

利害関係者を知る**利用者のための手引き**

なぜ このセクションは、プロジェクト設計者が、どんなアクターのグループがあり、児童の商業的性的搾取と闘うにあたって彼らがどんな役割を發揮しうるかを知ることが目的とする。

どうやって 利害関係者と行動の提案されたリストは、以下の2つの方法で用いることができる。①実施機関が何をできるのか（どこから始めるか）を探求する。②プロジェクト設計者が問題に関連する利害関係者が誰か、そして、彼らが何をできるのか（誰が何をできるか）を探求する。

結果 利用者は、プロジェクト文書に、関係するさまざまなグループとそれらのプロジェクトにおける役割を効果的に定め記載することができる。そうすることで、アクションプログラム要約アウトラインの対象グループ、制度的枠組み、協働機関の部分がより強化される。

児童の商業的性的搾取と闘うための主体は多様であり、お互いに補い合う役割を果たす。簡単に言えば、利害関係者は、①行動から直接利益を得る受益者、②プロジェクトのビジョンや目的を共有する潜在的な実行パートナー、③その行動が問題に対する良い影響と悪い影響を与えうる意思決定者、④問題やプロジェクトについて対立するあるいは矛盾する意見を持つ敵対者を含む。

以下のリストは、重要な利害関係者と、受益者、意思決定者、潜在的なパートナーといった、これらの利害関係者がとりうる役割を示す。典型的には、プロジェクトの敵対者は、意識向上と改善された法執行のターゲットとして見る事ができる。役割の多くは、1つ以上の主体のグループに当てはまる。このリストは、プロジェクト設計者が異なるグループとの戦略的な行動とパートナーシップを確定するのを助ける。

利害関係者と児童の商業的性的搾取に対抗するためにとりうる行動のマトリックス

を図1に示す。

注 注釈付き行動プログラム要約アウトラインの様式は、行動プログラムの対象グループを、意図された受益者（すなわち、働く児童とその家族）及び直接の受取者（仲介のパートナーグループまたは地域グループ、労働者・雇用者団体、政府・非政府の組織ないし部門）であると記述している。利害関係者は、行動プログラム要約アウトライン作成時に、適切にこの2つのグループのいずれかに位置づけられなければならない。

注：利害関係者の役割を確認することで、プロジェクト設計者は、戦略間の調整メカニズムを促進する、一貫した戦略を設計できる。対象集団のすべてのニーズに対応することができる単一の組織は存在しないので、実施機関は、包括的で質の高いサービスを保障するため、専門機関との同盟を創造することが望ましい。

学術・研究機関：このグループは、児童との性産業の需要サイド、男性と男性らしさとこの問題に対するその影響、ジェンダー不平等、被害者の心理社会的ニーズといった、児童の商業的性的搾取に関連するすべての分野において、質的・量的調査研究に着手し、事実を見出す研究を行うことによって、この問題に関する知識基盤の構築に貢献する。

児童と青少年：被害者とサバイバーをケアし再統合し介入計画の設計に能動的に参加することができ、そして、啓発教育に参加することができる、もっとも重要な利害関係者である。彼らは、自らの遊ぶ権利と教育の権利を促進し、かつ、ピア教育者として活動する場である、児童クラブや若者クラブを形成することができる。

地域社会のグループ：このグループは、なかんずく、児童労働委員会、地方児童労働監視者、児童権利委員会、自警委員会、地域団体、市民組織、宗教集団、地域住民などを含む。このグループのメンバーは、地元の状況を監視し地域住民を意識づけるのに役立つ。彼らは、予防と意識向上活動に参加し、支援ネットワークを形成し、他の主体と能動的に協働することができる。また、彼らは、救出された児童と青少年を受け入れるようコミュニティを準備させ、その再統合過程を促進するにあたって、決定的な役割を果たす。

男性：児童の商業的性的搾取の搾取者は両性に存在するが、男性はその過半数を占める。男性は、よって、その態度と行動が、児童の商業的性的搾取の存在に直接寄与する、重要な利害関係者集団である。彼らは、この形態の児童の搾取と闘う努力に、二つの方法で関与できる。①児童と女性の権利を促進し、男性の仲間から自らの慣行を振り返るように促す運動において活動する。②学校、公共機関、公共施設などのレベルで、啓発教育やメディア・キャンペーンの対象となる。この利害関係者集団が、児童の商業的性的搾取に関与することの法的責任と刑罰について完全に認識することは重

要である。

教育者、学校教員、学校行政・教育委員会：学校レベルで児童と保護者の意識を啓発し、すべてのレベルの教員と教育者の意識を高め、リスクにさらされている児童を特定、探知するために NGO その他の監視機関と協働するにあたって非常に活発に活動できる、もう一つの重要な集団である。彼らは、リスクにさらされている児童、救出された児童、ならびに、その家族成員に対して、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマル、職業的、技術的などのオルタナティブな教育と訓練サービスを提供する決定的に重要な集団である。また、彼らは、学校とコミュニティレベルにおいて、社会調査と研究活動に参加することもできる。この集団は、また、技術訓練と起業教育に専門化した機関をも含む。

エンターテイメント・セクターと施設のオーナー：このグループは主として、国家レベルの観光、ホテル、サービス、エンターテインメント業界のオーナー、役員、運営者である。また、地方レベルの雇用者や企業、地元ビジネスのオーナーは、施設レベルでの行動規範の支持に協力することができる。彼らは、児童の権利と、性産業に未成年の者を使用することに反対するビジネス倫理や行為規範の促進者となり、労働年齢に達した訓練された青少年に職場実習を提供する場を提供しうる。彼らは、立法キャンペーンと、児童の権利と児童労働に関する政府報告書の作成に参加することができる。彼らは、労働者団体、政府機関、NGO と政策やキャンペーン案件に関して積極的に協働し、その企業の社会的責任（CSR）の一部として、予防教育プログラムに着手することができる。

メディア機関と運営者：メディアは児童の商業的性的搾取に対する一般市民の態度や社会的許容度を変えるための長期的な取組に対して大いに貢献できる。一般市民にこの問題を気づかせその意見を再形成できると同時に、この問題により注意を払うよう彼らのネットワーク内のメディア実務家を動員することができる。このほか、児童の権利に配慮した報道をするにあたって倫理的な行為を促進し、効果的なメディアキャンペーンの始め方に関してメディアを学ぶ学生や NGO スタッフに対して訓練を提供できる。

政府機関：これは児童の商業的性的搾取と闘う上で最も重要な主体の一つである。特に、内務省、司法省、教育省、社会福祉省、労働省、健康省や国の児童青少年局である。政府機関の構造は永続的であるので、プロジェクト介入期間後も対象者集団に対するサービスの継続を保障することができ、政策策定における影響は政府機関の最大の強みの一つである。その多様な機関は、児童の権利と児童の商業的性的搾取に関連した国際条約の批准運動において他の社会的パートナーと協力しあうことができる。国の政府機関は、進捗報告の準備をすること、関連法や政策を改善すること、法執行を強化すること、国の計画に児童の商業的性的搾取の撲滅を含めるようにすることなどに責任を負っている。また、社会サービス、法的サービス、医療サービスに責任を

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略のデザインに関するガイドライン

負う、国の地方出先機関は、対象集団に直接的なケアを提供し、地域の現状を監視できる。国及び地方の政府はいずれも、あらゆるレベルの法的な枠組みとサービス提供における良い変化をつくり出すために、他の主要アクターと協働して活動できる。

法執行機関と司法制度：これは、児童の商業的性的搾取と闘うための最も重要な主体の一つであり、立法・司法機関、法執行者、警察官、犯罪抑止と児童の権利を扱っている国と地方の当局を含むことができる。それらは、能力形成と啓発教育の対象でもある。

非政府組織（NGO）：このグループは、リスクにさらされているコミュニティと需要側のコミュニティの双方における、児童と家族に直接サービスを提供する多様な専門性を持つ NGO によって特徴づけられる。このグループは、法律の権利、児童の権利、人権、女性の権利、児童労働、児童の人身取引、児童の商業的性的搾取、児童の搾取、売春、ジェンダー不平等、性的な多様性などに専門性を持つ NGO を含みうる。また、このグループには、メディア・キャンペーン、子どもと若者の参加、コミュニティ教育、職業技能訓練センターに特化した NGO やグループを含みうる。このグループは、児童労働と児童の商業的性的搾取と闘うすべての努力の中核である。それは、すべてのレベルですべての利害関係者とともに、政策転換に向けてロビー活動を行い、啓発活動と予防活動を行うことができる。これらの多くは、救出された児童に対する教育的・社会的なリハビリテーション・サービスを提供し、若者グループの形成とエンパワーメントを手助けできる。NGO は、その分野の国際的な監視機関に提出するために、この問題についての民間側からの国別報告書の準備に参加することもできる。児童の性的搾取と商業的性的搾取についての通報を受けるための電話ホットラインを運営することも、政府機関、法執行機関、専門的ケア提供者と共同して、NGO が成果をあげられるもう一つの活動である。

専門的なケアを提供する団体：このグループには、医療機関、心理社会的ケア機関、保健センター、HIV 患者治療センター、薬物回復センター並びに児童養護施設、社会福祉施設、教育センターが含まれる。このグループは、児童の商業的性的搾取の被害者及びサバイバーに多分野アプローチを適用し統合的なケアを提供する上で重要な存在である。

国連と国際機関：児童の商業的性的搾取は、人身取引と密接に関連しており、国際的な次元を持つことがある。児童の商業的性的搾取の特定の側面に働きかけている、例えば、IOM、UNICEF、UNFPA、UNODC、WFP などの国連機関は当該国政府のパートナー機関を支援し、また、被害者の母国への送還や犯罪者の領域外の司法管轄権に関する 2 国間または多国間の合意の発展を促進する上で、不可欠な役割を果たす。

労働者団体：このグループは、政策転換のためのロビー活動を行い、この問題に関する三者協議に参加し、児童労働問題に関する政府報告書に代わる報告を提供し、あるいは政府報告にコメントし、問題に関係する貿易業界の組合の行動規範を作成する努

力に大いに貢献しうる、非常に活力のあるグループである。観光業、ホテル、サービス業、エンターテインメント業界における労働者団体は、商業的性的搾取のない職場を確保し、顧客グループにおける児童買春観光に反対する意識を高めるために、事業主、NGO、当局と協力的な取り組みができる。

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略のデザインに関するガイドライン

図1 児童の商業的性的搾取に対する行動に関わる利害関係者のマトリックス

B = 受益者 (Beneficiaries)

D = 意志決定者、行動者 (Decision makers, actors)

P = 協力者 (Partners)

主な行動	利害関係者										
	学術機関	児童・青少年	コミュニティ団体	雇用主	ホテル、観光業界	政府機関	法執行	メディア	NGO	労働者	訓練機関
政策作業											
1. 児童の権利、児童労働、最悪の形態の児童労働に関する国際条約批准に向けたキャンペーン		B P		P	P	D		P	P	P	
2. 児童の権利、児童労働、その最悪の形態に関する国別報告書の作成		B P		P		D			P	P	
3. 児童労働および児童の性的搾取問題に関する政府報告書に代わる報告書または政府報告書に対するコメントの提出		B P		D		P			D	D	
4. 関連する法規および政策の規定の改善		B P									
5 この問題についての三者協議		B P		P	P	P	P		P	P	
6 政策転換と法改正のためのロビー活動		B		P	P	D	P		D	D	
法執行											
7 法執行の抜け穴を研究し、修正を提案	P	B P		P		P	D		P		
8 法執行メカニズムと法執行機関の能力の強化		B		P		P	D		P		
9 被害者を発見し、加害者を逮捕するための監視活動		B	P		P	P	D	P	P		
10 加害者の起訴		B P		P		P	D		P	P	

11 さらなる被害を防ぐための、訴追過程における被害者の保護						D			P		
12 加害者の法的起訴を監視するためのデータベースの開発	P	B	B	P	P	D	D		P	P	
知識基盤											
13 児童の商業的性的搾取に関連するすべての分野において、質的および量的研究および/または事実探求の活動に着手	D	B P	P			P			D	P	
14 学校や地域社会レベルでの調査と研究活動	D	B P	P			P			D	P	
15 需要サイドによりよく対処するための、国別および地方別の状況における男性性と商業的性的搾取の関係の検討	P		D	D	D	D	D	D	D	D	
防止、啓発教育、雇用											
16 すべてのレベル(サービスセクター、観光セクター、地域社会、学校、地域、地方、国全体)における意識向上活動と予防活動を実施		B	D		P	P		P	D	P	
17 学校レベルで児童、青少年、保護者、教員の意識の向上		B	D			P		P	D	D	
18 地元の状況を監視し、監視者の能力を強化するためのシステムを整備		B	P			P	D		P	D	
19 メディア関係者を、この問題にもっと注意を払い、児童の商業的性的搾取に反対する主張者となるよう動員		B				P		D	D	P	
20 効果的なメディア・キャンペーンを開始する方法についてメディア専攻の学生や NGO スタッフを訓練	P	B				P		D	D	P	
21 放課後ケア、学校の児童および青少年のための教育およびレクリエーション活動	D	B				D			D		P
22 児童との性産業の慣行を阻止す		B		D	D	P		P	P	P	

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略のデザインに関するガイドライン

るサービス業および観光産業の施設のための行動規範の作成											
23 ジェンダー問題、児童の権利、女性の権利、性と生殖に関する権利、ライフ・スキルに関する青少年のための啓発教育		B	D			D		D	D	D	P
24 リスクにさらされている若者のための職業指導、職業カウンセリング、職探し、実習を含む職業技能訓練		B		D	D	D			P	P	D
25 学校生徒のグループを形成し、関連する問題について彼らをエンパワメント		D	P			P			P	P	
発見と救出											
26 事件の告発のために、電話ホットラインや類似した探知・アウトリーチの仕組みを運用		B	P		P	D	D	D	D	D	
27 リプロダクティブヘルス、家族教育、性教育、STDS、HIV / AIDS に関する健康教育	P	B				D		P	D	P	
28 リスクにさらされている児童および青少年のための教育・レクリエーションサービスを備えたドロップ・イン・センター		B				P		P	D	P	
29 ストリートチルドレンや薬物依存の児童のための教育、レクリエーション、カウンセリングサービスを備えた一時的なシェルター		B				P			D	P	
被害者ケア											
30 救出された被害者または帰還者のためのシェルターとリハビリテーション・サービス		B	P			P			D	P	P
31 被害者、サバイバー／帰還者のための法的扶助と保護		B	P			D	D				
32 STD や HIV に感染した児童の医療、心理社会的ケアとカウンセリング		B				P	P		D	P	

グ												
33 ケースの紹介のための専門職のケアのネットワークと、大きなリスクにさらされている救出された被害者と児童のための多分野ケア	P	B	P	P	P	P	P	P	D	P	P	
再統合												
34 救出された児童とその家族のための再統合サービスと社会経済的支援の提供		B	P		P	P			D	P		
35 救出された児童とそのきょうだいに対する、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマル並びにオルタナティブな教育・訓練サービスの提供		B	P		P	D			D	P	D	
36 継続的支援を伴う、家族への経済面・生計面の代替手段の提供		B	P	P	P	D			D	P		
37 再被害化を防ぐための、商業的な性行為から救出された児童とその家族に対する支援ネットワークの形成		B	P			P			D	P	D	
38 再統合された児童のための、職業指導、職業カウンセリング、職探し、実習を含む職業技能訓練		B	P	P	P	P			D	P	D	
39 社会的烙印を減らすためのコミュニティにおける意識向上と家族のためのカウンセリング		B	P			P		P	D	P	P	

可能性を担保する環境を創る： 国家的戦略

利用者のための手引き
<p>なぜ このセクションの目的は、児童の権利を保護し児童の商業的性的搾取を予防する環境づくりに必要な国家戦略の立て方について、プロジェクト設計者を導くことである。</p> <p>どうやって このセクションは、国家戦略の目的、すべきこと、してはいけないことと、実際のプロジェクトから得られた実証済みの良き実践に基づく事例を記述する。利用者は、国家レベルで、プロジェクト戦略を立てるにあたり、これらの例を利用することができる。</p> <p>結果 利用者は、問題の多次元的原因と結果を考慮しつつ、児童の商業的性的搾取に対する包括的な国家戦略を構築できるようになる。これは、行動プログラム要約アウトラインのプロジェクト文書の、戦略、即時目標、アウトプット、活動、指標の各セクションを強化するのに役立つ。</p>

目的：児童と青少年のよりよい保護、犯罪者に対するより強い制裁のために、国内法と政策の発展と改善に影響を与えること

すべきこと

優先的行動 国家レベルの利害関係者を対象とする、児童の権利条約、ILO 条約第182号、パレルモ議定書その他の文書に掲げられている児童の保護に関するロビー活動とアドヴォカシーのための啓発ワークショップを行う。

優先的行動 最悪の形態の児童労働、女性や児童に対する暴力に立ち向かうための国家計画、ならびに、貧困の軽減、女性の権利、児童の権利、その他の社会発展戦略を目指す計画に、児童の商業的性的搾取を組み込む。

優先的行動 脆弱性要因の除去と、一部の児童をとりわけ脆弱にする、あるいは、一部の児童を搾取する条件を促進する、階級、ジェンダー、性的、民族的、宗教的不平等の除去に、直ちに注意を払う。

- ✓ 児童の商業的性的搾取の問題、その他の関連する問題の広がりに関する、堅実かつ信頼できるデータを確立する。
- ✓ 行動の対象となる市民層を分析して定義し、この問題に関する彼らの知識、認知、態度、慣行を明らかにする。
- ✓ 商業的な性行為、買春、暴力、性的搾取の被害児童に対する司法運営のメカニズムの改善を促進し、法執行機関の間の協調を強める。

- ✓法改正と提案における児童の声と経験の積極的な参加と包含を奨励する。
- ✓補完し合う資源を持った機関との同盟を創造し、もって、課題分野における制度面の強化を図り、対象集団に対して統合的でより完璧なサービスを提供する。
- ✓ネットワーク・グループを組織し、すべての参加者間の透明性と良好な関係を保障するために、メンバー間での調整、表現、伝達メカニズムを開始時点から明確にする。
- ✓児童の商業的性的搾取が国際的な意味合いを持つ国において、被害者の送還に関する域外法や国際的合意といった、児童の商業的性的搾取と闘うための国際戦略を発展させる努力を支援する。

してはいけないこと

- ×政治的に不安定な状況において、また、政策立案者の意識を十分に高めることを協議することもなく、法律の改善を推進する。
- ×児童の権利について教えずに、あるいは、意思決定の過程において意見を聞かずに、児童をキャンペーンやアドボカシーにおいて利用する。
- ×未成年者を、非市民であり、法的資格を欠いており、保護の受動的な受け手であるとみなす。

Box 6 国としての課題

国際法は性的搾取から児童を保護するために存在する。しかしながら、多くの国で、国内の法的枠組みにおける抜け穴や矛盾が法律を無意味にしている。これは政策や司法における無能力や腐敗した慣行のためである。ときには、組織化された犯罪者たちのネットワークと（一定程度は）小児性愛者が、警察、法律家、政府職員を含むこともある。

虐待された児童の権利が、訴追の過程で侵害されることはよくある。救出された児童は、自由や情報へのアクセスが認められていない警察の留置場や未成年向け拘置監（remand home）に収容されることが多い。裁判の手続きが、証言や弁護を通して、児童の聴聞を可能とすることは滅多にない。法廷の決定やソーシャルワーカーの措置は、児童が自らの将来にかかわる決定に関与する権利を否定している。弁護士がジェンダーや年齢による上下関係に無関心なことはよくある。プライバシーに関する児童の権利は、実際のアイデンティティを暴露するメディアの報道によって侵害されている。

一般市民は商業的性的慣行を許容しており、被害児童が耐えている虐待について部分的には被害児童にも責任があるとみなす。加害者や搾取者は社会から十分な非難を受けておらず、その結果、搾取が続くことが許容される。

好事例**好事例 1 より広範な一般市民の参加を生み出す**

参加に関心を持つすべての個人や団体に対して開かれた包括的な呼びかけを開始する。関連する公的機関、労働組合、児童や青少年、女性、先住民の権利を守るために闘っている NGO などの伝統的に重要な役割を持つ人々だけでなく、HIV 防止団体、親や教員、宗教団体、地域社会のリーダー、商工会議所、ジャーナリストやメディア関係者、有名人などその他のセクターを含める。児童の商業的性的搾取のための人身取引を防ぐために、人身取引のネットワークや子どもたちが受取地に向けて集められる方法を知っている可能性がある、公共交通機関の所有者も含める。

好事例 2 能動的な犯罪監視行動

児童買春、ポルノグラフィ、性的搾取、小児性愛、人身取引の需要サイドに対処するために、国の犯罪鎮圧部門と協働する。インターネット上でのポルノグラフィ活動を探知し、犯罪の行われる場所に直接足を運んで監視し、児童の虐待ケースを発見

するために、監視専門家のチームを構成する。被害児童やリスクにさらされている児童を能動的に発見して救出し、加害者の訴追を促進する。児童ポルノグラフィの需要を減らし、小児性愛者を抑圧するために、法執行者と利害関係者の能力を強化する。

好事例3 協議による、法改正キャンペーン

国内法及び国際法の徹底的な改正を行うため、担当部局と協働する。さまざまな法律を見直し、法適用のメカニズムだけでなく、現行法のギャップ、矛盾、規制の重複を把握する。様々な意見を集めるためだけでなく意識を高めるために、異なるセクターの個々人と協議し、もって、被害者やリスクにさらされている児童の権利を保護し保障するにあたって各々が果たす役割を検討することを可能とする。児童や青少年の経験やニーズに関する情報を集めるために、彼らとともにワークショップやインタビューを行い、彼らに現在の規制について教えるとともに、彼らが表明した要求に従って法の修正を提案する。提案された法改正の準備をするために、法律問題および労働問題の専門家から適切な技術的助言を求める。司法行政と児童と青少年の保護を担当する官僚および児童たち自身の貢献を求める。

好事例4 法執行官の能力の強化

司法省、内務省、労働省、教育省、社会福祉省、女性省その他の関連機関の官僚を巻き込み、児童の商業的性的搾取に関連した個別的な問題を理解し、この問題を自らの義務と責任の一部として引き受けさせるための、集中的な訓練と意識向上のプロセスを計画する。中枢官僚と協働して、この問題に対処し、児童や若者の労働搾取の最悪の形態の一つかつ児童に対する暴力としてこの問題に向き合うための行動を発展させるための努力を行うことがいかに重要であるかについての合意に達する。

好事例5 メディア専門家のための意識向上と情報

家族、学校、地域社会、一般市民を対象とした運動に、ジャーナリストやメディア関係者を巻き込む。メディアの認識ならびに児童の商業的性的搾取についてメディアが用いる言葉の変化を促進するための対話を創造する。児童の商業的性的搾取に関する事件を報道する際に、児童の権利をジャーナリストが尊重するための行動規範を促進する（例えば、被害者の画像や個人的アイデンティティの使用を避ける）。この問題に関するマスメディアのキャンペーンに、メディア業界が「青少年」「思春期」の語を含めることを支援し、思春期という概念を研修資料に組み込む。消費を促進するための広告にイメージとして思春期の女性や女性の身体を用いることの意味をメディア関係者のなかで議論するのを促進する。

好事例6 一般市民に対する意識啓発教育：

児童の商業的性的搾取の問題、法的側面と刑罰、児童の権利、青少年の権利、女性の権利に関する有用な内容の、男性を対象とした魅力的な情報資料を制作し普及する。地方の市民、学校教員、公務員、企業の被雇用者、ツアー運営者、運送事業者、労働者ならびにコミュニティのリーダーに対し、児童の商業的性的搾取のもたらすリスク

児童の商業的性的搾取と闘うための直接的行動戦略のデザインに関するガイドライン

(例えば、安全でない移民、家庭内暴力、ジェンダー不平等、セックス・ツーリズム、ストリートチルドレン) について情報を提供し、彼らを動員するための地方でのキャンペーンを開始する。家族のすべてのメンバーの人権を促進する、尊敬し合える関係性を回復する必要性を、家族レベルで促進する。

(以下は、次号以降に譲る)